

## ＜主な変更点＞

### 1. 学術集会・研究会・講習会等の会期中に取得可能な単位数の上限がなくなります。

日本専門医機構の「専門医の更新」に関する補足説明 ver.1 の改訂に合わせて、学術集会・研究会・講習会等の会期中に行われる専門医共通講習と産婦人科領域講習の取得可能な単位数の上限を特に定めないこととしました。

2018年3月開催まで	2018年4月以降開催
1日取得可能な単位数は、共通講習と診療領域別講習を合算し、総会は6単位以内、他の関連学会は4単位以内、また2日間以上参加される学会での講習参加では、総会は12単位以内、他の学会は8単位以内とする	学術集会・研究会・講習会等の会期中に行われる専門医共通講習と産婦人科領域講習の <u>取得可能な合計単位数の上限は、特に定め</u> ない。

### 2. 専門医共通講習カテゴリーが変更になります

共通講習申請の手引き（暫定版）に合わせて、以下の表の通り共通講習のカテゴリーが変更になりました。必修には変更ありませんが、その他の共通講習で『指導医講習会』は産婦人科領域講習となることや地域医療、医療福祉制度が新しく追加になったこと等の変更があります。

	2018年3月開催まで	2018年4月以降開催
必修	医療倫理	医療倫理(臨床倫理、研究倫理、生命倫理を含む)
	感染対策	感染対策
	医療安全	医療安全
その他の共通講習	医療事故検討会	医療事故・医療法制
	医療法制講習会	
	<b>指導医講習会</b>	<b>削除（共通講習から産婦人科領域講習に変更）</b>
	臨床研究/臨床試験講習会	臨床研究・臨床試験、及びそれらに関連する講習会
	保険医療講習会	医療経済(保険医療に関するものを含む)
	医療経済(保険医療など)に関する講習会など	
		地域医療
	医療福祉制度	
	以上の他、専門医としての人間性並びに社会性向上に資する講習会(医師患者間のコミュニケーションに関する講演や専門領域以外の科学的もしくは文化的講演などを含む)。	

### 3. 連続した2時間以上の講習には2単位付与が可能となります

専門医共通講習・産婦人科領域講習ともに、今まで連続した2時間以上の講演・シンポジウムであっても全て1単位の付与となっておりましたが、連続した2時間以上の講演・シンポジウムは2単位付与することが可能となりました。※なお、共通講習カテゴリーやテーマが同一のものに限られます。

上記以外にも、シンポジウムなどの時間/講師数等の制限がなくなったこと等、変更点が多くございますので、運用指針をご確認いただきますよう宜しくお願いいたします。

※現在申請・承認済の4月以降開催の研修会のうち、上記の2および3に該当するものについては、システムの改修完了後に本会事務局で変更等を適宜行います。もし変更になっていない場合は、事務局までご連絡ください。